２０２６年１１月２４日

なないろ生命保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申しあげます。
当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、以下の特別取扱いをいたします。

1. 保険料の払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合は、災害発生時以降の保険料のお払込みを猶予する期間を最長６ヵ月間延長いたします。

２. 保険金・給付金の簡易な取扱いの実施

ご請求に必要な書類を一部省略させていただくこと等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。
加えて、病院の事情等により、直ちに入院できなかった場合や当初の予定期間の入院ができなかった場合、医師による証明をいただくことで、本来必要であった期間を入院されていたとみなして入院給付金をお支払いいたします。

災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。
内閣府ホームページ

（お問い合わせ）

お客様サービスセンター（コールセンター）

なないろ 0120-08-7716



受付時間

月～金	9:00～18:00
土	9:00～12:00、13:00～17:00

※ 祝日、年末年始を除く
※ お問い合わせ内容の確認のため通話録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください